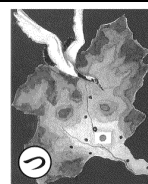




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年5月8日（木） 号 外 （第1号）

目 次

ページ

公 告

○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（デジタルトランスフォーメーション課）

2

■ 公 告

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年5月8日

群馬県知事 山 本 一 太

1 調達内容

- (1) 調達件名 共通クラウド基盤構築・運用保守業務
- (2) 調達内容 企画提案要領等による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和12年9月30日まで

2 参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (6) 法人その他の団体であって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第1項に定める指定暴力団員がその役員となっている者でないこと。
- (7) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（(6)に該当するものを除く。）でないこと。
- (8) 群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日条例第51号）に定める暴力団に該当しないこと。また、同条例に定める暴力団又は暴力団員に利益の供与等を行っていないこと。
- (9) 本店所在地において国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (10) 当該委託業務を的確に遂行する体制及び経験を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者であること。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県知事選略部デジタルトランスフォーメーション課庁内DX係 電話027-226-2345（ダイヤルイン） 電子メール dejitora@pref.gunma.lg.jp
- (2) 企画提案要領等の交付 群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/page/site/nyuusatsu/696708.html>）への掲載による。
- (3) 企画提案書等の提出
 - ア 提出期限 令和7年6月18日（水）午後5時までに必着のこと。
 - イ 提出方法 提出フォーム（以下URL）にアクセスの上、提出すること。
 - ウ 提出先 <https://logoform.jp/form/9cfD/984527>
 - エ 提出資料
 - (ア) 【様式1】企画提案書

(イ) 企画提案書本体

※ 企画提案書は、プレゼンテーション形式が望ましい。なお、イメージ図等は、別ファイル、WebのURLを提示でもよい。

(ウ) 見積書

※ 任意の様式により作成し、経費の積算内訳について具体的に示すこと。また、〇〇業務一式といった記載は避けること。

(エ) 【様式2】誓約書

(オ) 【様式3】消費税の課税（免税）事業者届出書

(カ) 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

4 その他

- (1) 応募に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 提出された一切の書類は、本公募に関する事務以外の目的では使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出及び再提出並びに差し替えは認めない。
- (5) 提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- (6) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じられない。
- (8) 契約保証金 免除
- (9) 契約書作成の要否 要
- (10) その他 詳細は、企画提案要領等による。

5 Summary

- (1) Contract Content: Construction and maintenance of the next Gunma Prefectural Government's common cloud infrastructure
- (2) Contract Period: From the start date of the contract to September 30, 2030
- (3) Deadline for Submission of Proposal Documents: By 5:00 p.m., June 18, 2025
- (4) Contact Information: Digital Transformation Division, Department of Gubernatorial Strategy, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Otemachi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Phone Number: +81-27-226-2331 (Japanese language only) Email Address: dejitora@pref.gunma.lg.jp